登別市宅配ボックス購入補助金取扱事業者募集要項

（趣旨）

第１条　この要項は、新型コロナウイルス感染症対策及びＳＤＧｓの目標達成並びにゼロカーボンの推進を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染リスクの低減及び再配達の削減を目的として実施する登別市宅配ボックス購入補助金（以下「補助事業」という。）に関し、登別市宅配ボックス購入補助金交付要綱に定めるもののほか、取扱事業者の登録について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）事業者　　　　事業を営む個人又は法人で、市内に本社又は支社若しくは営業

所等の事務所（以下「本社等」という。）を有するものをいう。

（２）取扱事業者　　登別市宅配ボックス購入補助事業の対象となる宅配ボックスを取

り扱う事業者をいう。

（取扱事業者の要件）

第３条　取扱事業者は、市内に本社等を有し、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（１）登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成２６年条例第２２号）第２条第１

号から第３号までに規定する者でないこと。

（２）申請日時点で市税を滞納していないこと。

（３）本要項に定める事項を遵守すること。

（登録の申請）

第４条　取扱事業者として登録を希望する事業者は、登別市宅配ボックス購入補助金取扱事業者登録承認申請書兼誓約書（別記様式第１号）又は市が指定する電子申請フォームに、所得税法（昭和２２年法律第２７号）第２２９条の規定による事業の開業等の届出書の写し、登別市長が発行する営業証明書又は直近の確定申告書の写し等、現に事業を営んでいることが確認できる書類（市内に本社等を有することが分かる書類を含む）を添えて市長に提出するものとする。

　（取扱事業者の承認の決定）

第５条　市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、取扱事業者として承認し、登別市宅配ボックス購入補助金取扱事業者登録証明書（別記様式第２号。以下「登録証明書」という。）を申請者に対し交付するものとする。

　２　第１項の審査の結果、不適当であると認めたときは、申請者に対しその旨を通知するものとする。

（変更の報告）

第６条　取扱事業者は、前条第１項に規定する承認の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

（取扱事業者の遵守事項）

第７条　取扱事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）消費者からの苦情や紛争が生じた場合、自ら解決に努めること。

（２）市から改善要請等があった場合、当該要請に従うこと。

（３）市が補助事業に関して調査等を行うときは協力すること。

（４）取扱事業者の情報（取扱事業者名・所在地・電話番号等）を市広報紙や市公式

ウェブサイトのほか、その他広報等媒体へ掲載することに同意すること。

（承認の取消し）

第９条　市長は、取扱事業者から承認の取消しの申し出があったとき、申請の内容に虚偽の事実があったとき又は本募集要項の規定に違反したときは、取扱事業者の承認を取り消すことができる。

附　則

この要項は、令和４年１０月２４日から施行する。

別記様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

登別市長　　様

申請者所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者名

（法人にあっては法人名称、代表者役職・氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 担当者名

登別市宅配ボックス購入補助金取扱事業者登録承認申請書兼誓約書

　登別市宅配ボックス購入補助金取扱事業者募集要項第４条の規定により、次のとおり申請します。

　また、申請にあたり、市税の滞納状況等の確認のため、市民税等の課税状況等を閲覧することに同意します。

記

１　事業者情報　**※ 登別市内にある事業所の情報を記入してください。**

|  |  |
| --- | --- |
| 取扱事業者（店舗）名 | （フリガナ） |
| 所 在 地 | 〒　　　－ |
| 電　　話 |  | Ｆ Ａ Ｘ |  |
| Ｅメール |  |

２　添付書類

下記のいずれかで現に事業を営んでいることが確認できる書類を添付してください。（登別市に本社等を有することが分かる書類を含む）

（１）所得税法第２２９条の規定による事業の開業等の届出書の写し

（２）登別市長が発行する営業証明書　（３）直近の確定申告書の写し

（４）その他現に事業を営んでいることが確認できる書類

３　誓約事項等（内容を確認の上、**□**に✔をお願いします。）

**□**　下記に定められた事項にすべて誓約します。

|  |
| --- |
| （取扱事業者の要件）１　登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成２６年条例第２２号）第２条第１号から第３号までに規定する者でないこと。２　登別市の市税を滞納していないこと。３　登別市宅配ボックス購入補助金取扱事業者募集要項に定める事項を遵守すること。（取扱事業者の遵守事項）１　消費者からの苦情や紛争が生じた場合、自ら解決に努めること。２　市から改善要請等があった場合、当該要請に従うこと。３　市が本事業に関して調査等を行うときは協力すること。４　取扱事業者の情報（取扱事業者名・所在地・電話番号等）を市広報紙や市公式ウェブサイトのほか、その他広報等媒体へ掲載することに同意すること。 |

別記様式第２号（第５条関係）

**登別市宅配ボックス購入補助金**

**取扱事業者登録証明書**

登録番号

登録年月日　　令和　　年　　月　　日

取扱事業者（店舗）名

所在地

上記の事業者を

登別市宅配ボックス購入補助金の取扱事業者であることを証明します。

令和　　年　　月　　日

 登別市長　小笠原　春　一　　印